

七、秋田県大潟村における農業経営と村落

東北学院大学 岩本由輝

I
「経営に成功」、「むらんづくりに失敗」というのが、少なくともある時点において日本のモデル農村を志向して八郎潟干拓地に創出された秋田県大潟村を一べつしての率直な感想である。もう少し具体的にいえば、経営の成功とは個別農家の農業経営の成功であるが、「むらんづくりの失敗は、一面で行政の意図した入植者五、六人の一つのグループとして村の核にしようとしたその失敗であり、もう一面で各入植者がモデル農村の建設者に選ばれたという自負心のもとに抱いていたユートピアづくりの失敗である。

この両面の失敗の背景には、入植当初に推進されようとした水稻直播の失敗という技術的な問題、入植時に設定された五、六人のグループで始められた共同経営の仲間割れによる失敗という問題、村長選挙や村委会議員選挙を重ねる過程で生じた村政上の対立という問題、減反政策実施以降の過剰作付の処理の過程で生じた青刈りをめぐっての農政に対する不信と村民相互間の不信の問題、不正規流通米（いわゆるヤミ米）の生産の是非をめぐっての農産物自由化に対する村民各自の姿勢の違いの問題などがあり、これらは複雑にからみあっているが、結局のところ、個別農家の自立を可能にした農業経営の成功が「むらんづくりの失敗の根本的な原因であるといえる。県庁や村役場の担当者は村民一人一人が一匹狼であるといい、その扱いの難しさを口にするが、村民一人一人も各自が農業経営だけで十分自立できるという点において、そういわれることを否定しない

し、場合によっては誇っている気配すらみられる。それともう一つ、水利体系が一枚一枚の圃場（一・二五ヘクタール）に独立して灌排水できるようになっていることも「むらん」としての規制を働くことのできない理由の一つか形成しているといえよう。そして、こうしたことははしなくも共同体的な意味での「むらん」など、個人が孤立しても自立し状況のもとでは成り立ちえないことを示すものであり、決して伝統がないからということではないのである。

II

村内に北緯四〇度線と東経一四〇度線の交差点を有する大潟村は、かつて琵琶湖について日本第二の湖であった八郎潟（二二一、〇九四ヘクタール）を干拓して作られたもので、村内最高地点での標高が海拔マイナス四メートルという海面下にある村である。延五二キロメートルの干拓堤防で囲まれた干拓地区面積は一五、六四〇ヘクタールで、村の行政面積を承水路・調整池を含めて一六、六五七ヘクタールである。なお、往時の八郎潟の五分の一ばかりが残存例（調整池・承水路）として存在するが、その広さはおよそ十和田湖に匹敵するという。したがって、元の八郎潟の大きさを知らない者が船越側から訪れるとき、残存例をみて八郎潟はまだ干拓されていないという印象を抱くことがあるという。

千拓の歴史を概説すると、一九五二年七月に農林省八郎潟干拓調査事務所が設置され、オランダの対外援助機関の技術協力をえて、一九五六年までに八郎潟干拓事業計画が完成し、一九六〇年七月には八郎潟干拓事務所が開設され、国営八郎潟干拓事業は着工を見る。一九六四年一〇月一日には大潟村が発足するが、行政的に設置された

この村の当時の人口はわずか一四人（六世帯）であった。一九六五年八月には八郎潟新農村建設事業団が設立される。一九六六年五月には干陸し、一九六七年から人植が開始され、一九六八年から営農が始まられたが、全工事が完了したのは一九七七年三月で、造成された干拓地の総面積は一七、二〇三ヘクタール（うち大潟村分が中央干拓地と呼ばれる一五、六四〇ヘクタール、残りの一、五六三ヘクタールは周辺干拓地として区分される）であり、総事業費は八五二億円（国営五四三億円、事業団三〇九億円）であった。なお、八郎潟新農村建設事業団は一九七八年二月に解散する。

III

大潟村への入植は、一九六七年に始まったが、このとき第一次入植者五六戸には水稻単作経営を前提として一戸あたり一〇ヘクタール（一・二五ヘクタールの圃場八枚）が配分され、一年間の訓練のち一九六七年から営農を開始している。第二次入植は一九六八年の八六戸、第三次入植は一九六九年の一七五戸、第四次入植は一九七〇年の一四三戸で、いずれも一戸あたり一〇ヘクタールの配分で、一年間の訓練のうち営農を開始する。

ここまで第一次から第四次にかけて合計四八〇戸が入植したわけであるが、この時点では米の生産調整の一環として新規開田抑制策が実施されたことによりなおかなりの未利用地を残しながら入植は中止された。

その後、一九七三年八月に八郎潟新農村建設事業団法にもとづく基本計画の変更が行なわれ、それまでの水稻単作経営を前提とするものから稻と畑作物の作付を当分の間おおむね同程度とする田畠複

合経営を行なうことを条件に一戸あたり一五ヘクタール（一・二五ヘクタールの圃場一二枚）を配分することで、一九七四年に第五次入植の一〇戸の入植をみている。これで五八〇戸と基本的な入植は完了したわけであるが、この第五次入植者とあわせて、第一次から第四次入植者にも前記の田畠複合経営への転換を行なうことを条件に一戸あたり五ヘクタール（一・二五ヘクタールの圃場五枚）が増反配分された。この結果、大潟村の全農家が一五ヘクタールの土地を所有することになったのである。

ただ、この基本計画の変更にともなう田畠複合経営への転換を入植者に遵守させるために、一九七八年四月から一〇年間に限って違反者から農林大臣が配分した土地を買戻すことができる旨の契約が農林大臣と入植者との間で結ばれている。のちの青刈り騒動や、いわゆるヤミ米騒動にはこの契約の解釈の問題がかかわってくるわけである。

なお、一九七八年には秋田県内の玉川ダム建設に関連して九戸が既入植者と同じ条件で県単入植し、これが最後の入植者となつたわけであるが、全体で五八九戸（秋田県出身三三三戸、北海道出身八四名、秋田県を除く東北地方出身五四名、中部地方出身四六名、九州地方出身二三名、中国地方出身一九名、関東地方出身者と近畿地方出身者一六名、四国地方出身者九名）の入植者のうち、異動は一九八四年一戸、一九八八年に五戸、一九八九年に三戸で、現在、入植者数は五八二戸となっている、とにかく入植者の定着率の高さは個別農家の農業経営の成功に裏付けられていることは間違いない。ただし、異動が、一九八七年三月末日で切られた農林大臣による買戻し条項の適用期間以降に八戸と集中して現われているところは気に

かかるところであるが、大潟村農業委員会の説明ではまったく特殊な事情によるもので、今後、こうした傾向が続くとは考えられないということである。その特殊な事情の内容は農業委員会としてはなおあまりにも最初のことなので勘弁してくれということであったが、仄聞したところでは、とばくに手を出したとか、病気になって農業を続けられなくなつたとかで、農業経営上の失敗ではないようである。なお、五八九戸から異動の九戸を差し引いて現在五九二戸といふのは数が合わないがという問い合わせに対し、「戸はすでに「家族」的継承されておるとのことであつたが、これも詳細は聞けなかつた。さらに、別の異動者二戸の当初配分である一〇ヘクタールずつがそれぞれ二戸の入植者によって買収され、既存の所有地一五ヘクタールとあわせて二五ヘクタールを所有している者が二戸あるという話を聞いていたので、農業委員会に聞いたが、肯定も否定もなされなかつた。

IV

ところで個別農家の農業経営の成功という点は、一〇戸を抽出した調査にもとづき、粗収益から直接間接の経営費を差し引いた所得が一九八五年に八五八万円、一九八六年に九九七万円、一九八七年に九四七万円という数字からうかがえよう。粗収益は農業収入と農外収入に分けられるが、専業農家ゆえ農外収入はとるに足らないし、農外収入も受取利息とコンバインの賃刈り收入を中心としたものであつて、兼業収入ではない。そして、粗収益から差し引かれる。直接経営費には種苗費、肥料費、農業薬剤費、諸材料費、農具費、建物費、光熱動力費、賃借料・料金、雇用費、水利費が、間接経営費に

は保険料、農業用被服費、支払利息、公租公課、管理費、農外支出が含まれる。

所得九九七万円をあげたときの一九八六年の大潟村の水稻一〇アールあたりの経営収支・生産費などを、秋田県および全国の数字で比較してみると、粗収益では大潟村二〇〇、七八三円、秋田県一九四、九二九円、全国一七三、八七七円経営費では大潟村八〇、六三一円、秋田県八八、二一〇円、全国九一、三六六円、所得では大潟村二〇〇、一五一円、秋田県一〇六、七一九円、全国八一、五一二円、所得率（所得÷粗収益×一〇〇）大潟村五九・八%、秋田県五四・七%、全国四七・五%、一〇アール生産費では大潟村八六、七五二円、秋田県一二六、四一六円、全国一三七、八七五円、六〇キログラムあたり生産質では大潟村八、三三九円、秋田県一二、三一〇円、全国一五、三一二円、一〇アールあたり労働時間では大潟村二二一・三三時間、秋田県四七・七時間全国五一・二時間、一〇アールあたり収量である。

この大潟村の数字は、大潟村農業協同組合の説明ではどの一〇戸をとっても大きく変わらないというほど平均化しているということであるが、これは1戸あたり一五ヘクタール中、作付可能面積を一・六・六ヘクタールとし、水稻八・八ヘクタール、畑作物一一・一ヘクタール（うち後作面積五・四ヘクタール）であることを前提としての計算である、つまり、減反政策を遵守してといふことであられたものであり、一九八六年には過剰作付者が入植者中一八七戸もいる状況のなかでは、所得九九七万円は最低水準を示すものであり、過剰作付分を、いわゆるヤミ米として売っているものは、このような形では把握されていないから、所得一千万円を軽く越えて

いる個別農家がかなり多くなるはずである。少なくとも農家一戸の所得九九七万円というのは、十五ヘクタール所有の規模のメリットが公的に發揮されていないという不満を含んだうえでの個別農家の農業経営の成功を示す数字なのである。

V

- 報告で、右で述べたことをふまえながら、
- 住区と圃場の存在形態
- 共同経営の失敗要因
- 大潟村土地改良区と水利体系
- 大潟村農協の性格（職員一〇八名中入植者子第三名）
- カントリエレベーター公社の経営
- 大潟村役場と村民（職員六三名中入植者子弟一名）
- 過剰作付とゼプラン方式
- あきたこまちと有機農法
- 不正規流通米と農産物自由化
- 村内グループの離合集散
- 神社と墓地の設置をめぐって
- 入植者と母村との関係
- “むら”なきところの“むら”的因襲
- 来るべき農業後継者問題と“いえ”などの項目を検討してみたい。